

(別紙様式1)

指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所の医師に関する届出書

平成 年 月 日

山形県知事殿

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者職氏名

印

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第46条第1項第1号に定める医師について、下記のとおり配置していることを届け出ます。

記

平成30年4月1日現在

訪問リハビリテーション事業所の状況	フリガナ						
	名称						
	事業所番号						
	所在地	(郵便番号 ー)					
		山形県 郡市					
		(ビルの名称等)					
	電話番号						
	管理者氏名						
事業所の種別(1つに○)	病院		診療所		介護老人保健施設		
(介護予防)訪問リハビリテーションの提供に当たる専任の常勤医師数(注1~3)	専従	人	医師の氏名			兼務先の医療機関、施設名	
	兼務	人	医師の氏名				
添付書類	・医師の免許証の写し(人数分) ・(参考様式2)従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 →訪問リハビリテーション事業所の従事者全て(医師を含む)について記入すること。						

本届出担当者 職氏名

連絡先(TEL)

- 注1 病院、診療所、介護老人保健施設が指定訪問リハビリテーション事業所である場合は、病院、診療所、介護老人保健施設の常勤医師との兼務が可能。
- 注2 指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設であって、病院又は診療所(医師について介護老人保健施設の人員基準を満たす余力がある場合に限る。)と併設されているものについては、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えない。
- 注3 「常勤」とは、医師の当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。(例:事業所において週40時間としている場合は、勤務時間が40時間以上の者について常勤となる)
注1、2により兼務が可能の場合であっても、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従事者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。